

番号		質問内容	回答欄
1	CSVデータ作成	統一CSVレイアウトのNo141（基礎控除の額）欄の記載方法を教えてください。	基礎控除の額に相当する金額に応じて、以下のとおり記録してください。 48万円：記録しない 32万円：320000 16万円：160000 なし：0  ※詳細は、国税庁発行の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」の7ページ、⑩基礎控除の額 をご参照ください。 <a href="https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/tebiki2020/index.htm">https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/tebiki2020/index.htm</a>
2	CSVデータ作成	基礎控除額が48万円の場合、統一CSVレイアウトのNo141（基礎控除の額）欄に480000と記載してもよいですか。	項番1の回答のとおり、基礎控除額が48万円の場合は何も記録しないでください。
3	CSVデータ作成	年末調整をしていない従業員がいます。「基礎控除の額」欄には、どのように記載すればよいですか。	何も記録しないでください。 (年末調整をした従業員のみ記録する項目となります)
4	CSVデータ作成	ひとり親の新制度が適用される前の従業員がいます。どのように統一CSVデータを作成したら良いか教えてください。	ひとり親の新制度が適用される前の従業員に該当する場合（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の寡婦控除、寡夫控除又は寡婦控除の特例の適用がある場合）は、以下のとおり記録してください。  ・No86（摘要）欄は、 改正前の寡婦控除（寡婦）の場合 → 旧寡婦 改正前の寡夫控除（寡夫）の場合 → 旧寡夫 改正前の寡婦控除の特例（特別の寡婦）の場合 → 旧特別の寡婦 と記録してください。 ・No54（寡婦）欄には、「0」を記録してください。 No55（寡夫）欄には、何も記録しないでください。 No143（ひとり親）欄には、「0」を記録してください。  ※詳細は、国税庁発行の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」の9ページ、㉞（摘要）の（8）をご参照ください。 <a href="https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/tebiki2020/index.htm">https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/tebiki2020/index.htm</a>
5	CSVデータ作成	ひとり親控除、寡婦控除の税制改正の詳細を知りたいのですが。	国税庁発行の「ひとり親控除及び寡婦控除に関するFAQ（源泉所得関係）」をご参照ください <a href="https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0020004-145.pdf">https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0020004-145.pdf</a>
6	CSVデータ作成	住宅借入金等特別控除区分(CSVレイアウト内の項目79、項目84)について、各区分に対応するコード（入力値）を教えてください。	区分ごとの設定値は以下のとおりです。 「住」：一般の住宅借入金等特別控除（増改築含む）は「01」を設定 「認」：認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除は「02」を設定 「増」：特定増改築等住宅借入金等特別控除は「03」を設定 「震」：東日本大震災の被災者の家屋の再取得の特別控除は「04」を設定 「住（特）」：一般の住宅借入金等特別控除のうち特定取得に該当する場合は「11」を設定 「認（特）」：認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除のうち特定取得に該当する場合は「12」を設定 「増（特）」：特定増改築等住宅借入金等特別控除のうち特定取得に該当する場合は「13」を設定 「住（特特）」：一般の住宅借入金等特別控除のうち特別特定取得に該当する場合は「21」を設定 「認（特特）」：認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除のうち特別特定取得に該当する場合は「22」を設定 「震（特特）」：東日本大震災の被災者の家屋の再取得の特別控除のうち特別特定取得に該当する場合は「24」を設定
7	CSVデータ作成	前職分の源泉徴収票が複数枚ある社員がいます。 1社目の前職分情報は、統一CSVレイアウトの項番64～69に記載しましたが、2社目以降の記載方法がわかりません。どのように記載すればいいのでしょうか。 (2020.1.26追記)	他の支払者が複数ある場合は、一例として、以下のような記載を想定しています。 ただし、記載方法につきましては地方団体ごとに異なる場合がありますので、提出先の地方団体にご確認いただきますようお願いします。  【他の支払者が複数ある場合について】 他の支払者（前職分）が複数ある場合、2社目以降の情報は「摘要」欄に以下の内容を記載いただく想定です。 ・支払金額、社会保険料、源泉徴収額について各支払者の額を合算した金額 ・他の支払者名（例：「株式会社〇〇〇 他1社」等）

(令和2年分) 給与支払報告書の作成等に関するQ & A

2021/1/26更新

番号		質問内容	回答欄
8	CSVデータ作成	「社会保険料等の金額」をマイナス金額に設定することはできますか。 (2020.1.26追記)	CSVレイアウトの項番36「社会保険料等の金額」は、その性質上、マイナス値となることが想定されないため、マイナス金額は入力出来ない仕様となっています。 記載方法は、社会保険料の負担がないことから「0」となりますが、マイナスの値となった経緯とともに、国税庁にお問い合わせのうえ、提出先地方団体にご確認いただきますようお願いいたします。
9	eLTAXによる提出	令和2年分の給与支払報告書をeLTAXで提出したいのですが、いつから提出できますか。	令和2年分の給与支払報告書につきましては、令和3年1月4日以降にeLTAXでの送信が可能となりますので、この日以降に提出していただきますようお願いいたします。 なお、令和2年12月11日以降であれば、PCdesk (DL版) で申告データ作成の準備を事前に進めていただくことは可能です。
10	eLTAXによる提出	令和3年1月以後に提出する給与支払報告書は、eLTAXで提出することが義務付けられたと聞きました。詳細を教えてください。	令和3年(2021年)1月以後に提出する給与支払報告書については、前々年における給与所得の源泉徴収票の税務署への提出枚数が100枚以上(改正前:1,000枚以上)だった場合、eLTAX又は光ディスク等による提出が義務付けられました。  (例)平成31年(2019年)1月に税務署へ提出すべき給与所得の源泉徴収票の枚数が110枚の場合、令和3年(2021年)1月の給与支払報告書は、eLTAX又は光ディスク等により提出する必要があります。
11	eLTAXによる提出	eLTAXから給与支払報告書と源泉徴収票を同時に提出できますか。	eLTAXを利用し、給与支払報告書及び源泉徴収票を一括して作成・提出することができます。 これを電子的提出の一元化といいます。 一元化提出については、「電子的提出一元化ガイドブック」をご覧ください。 <a href="https://www.eltax.lta.go.jp/documents/01108">https://www.eltax.lta.go.jp/documents/01108</a>
12	eLTAXによる提出	給与支払報告書提出時に、特別徴収税額通知の受取方法として「電子データでの受け取り」を選択しました。 保護番号の通知先メールアドレスを登録する際に注意すべき点はありますか。 (2020.1.26追記)	登録するメールアドレスは、不特定の人が閲覧できるメールアドレス(組織の代表メールアドレスなど)ではなく、特別徴収税額通知の閲覧権限がある部署のメールアドレス(個人住民税(特別徴収)担当課のメールアドレスなど)を登録することを推奨いたします。
13			
14			
15			